

議案第15号

高根沢町国民健康保険条例の一部改正について

高根沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町国民健康保険条例の一部改正の概要について

1 改正理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、令和5年4月1日から、国において出産育児一時金等の支給額を引き上げることとしたため、本町においてもこれに準じ所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

出産育児一時金等の支給額について、次のとおり改めます。(第6条第1項)

- ・現行：40万8,000円＋加算額1万2,000円 総額42万円
- ・改正後：48万8,000円＋加算額1万2,000円 総額50万円

※国における社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、現行の40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることになった。

3 施行日

令和5（2023）年4月1日

高根沢町国民健康保険条例の一部を改正する条例

高根沢町国民健康保険条例（昭和34年高根沢町条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の出産に係る高根沢町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。